

一般競争入札説明書

「恩納村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名：恩納村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務
- (2) 契約の内容：仕様書のとおり
- (3) 納入期限：令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 納入場所：恩納村役場（沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地）
- (5) 入札金額：入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった課税対象の契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額に非課税額を足した金額を入札書に記載すること。

※落札価格を決定するにあたっては、入札書に記載された課税対象の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）と、非課税額を加算した金額をもって落札とする。

2. 入札参加資格要件

令和 7 年 1 1 月 1 3 日付け恩納村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務に係る一般競争入札公告による競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

3. 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり

4. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金） 午前 1 0 時
- (2) 場所 恩納村役場 2 階 第 1 会議室

5. 入札保証金に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に恩納村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による一般競争入札に対する場合において、過去2箇年に地方公共団体（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は当該地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2) 前項本文の規定による入札保証金の納付は、現金又は次に掲げる有価証券でおさめることができる。

(1) 国債証券、地方債証券その他の政府の保証のある債券、金融債、公社債、及び契約担当者が確実と認める社債

(2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(3) 預金証書

3) 前項に規定する担保の価値は、会計管理者が定める。

6. 入札の取消し

一般競争入札告示による。

7. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

8. 落札者の決定の方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格（恩納村契約規則（令和4年恩納村規則第8号）第15条において最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ。）で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、そのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

9. 入札執行人及び立会人

恩納村職員

1 0. 契約保証金

落札者は、恩納村契約規則（令和4年恩納村規則第8号）第24条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部を免除することができる。

- （1） 契約者が保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2） 過去 2 箇年の間に村と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3） 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- （4） 委託契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 1. 当該業務の入札参加及び質疑について

- （1） 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- （2） この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札公告等に疑義があるときには関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- （3） 本件に関する質疑については令和7年11月25日（火）午後 5 時までには下記の問い合わせ先へ直接、別紙「質疑書」を提出するか、FAX 又はメールで送信すること。回答は令和7年11月26日（水）までに FAX 又はメールで返信をし、恩納村ホームページにて回答を公開する。

1 2. その他

- （1） 入札説明会は、実施しない。
- （2） 最低制限価格は、設定しない。

1 3. 問い合わせ先

恩納村福祉課 高齢者福祉係 陳

〒 904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

TEL:098-966-1207 FAX:098-966-1266

mailアドレス: bunketu@vill.onna.lg.jp